

令和7年度「南相馬市育英資金貸付」募集要項

南相馬市では、令和7年4月に大学・短大、高等専門学校・専修学校、高等学校（以下、大学等）に進学予定の方、又は大学等に在学中の方を対象に「南相馬市育英資金修学生」候補者を募集します。

南相馬市育英資金貸付の特徴

- ① **無利子** の貸与型修学資金です。
- ② 一定の条件を満たした場合、**返還が一部免除** となります。

1 応募資格 以下の全ての要件を満たす方

- (1) 大学等に在学又は令和7年度入学予定であり、品行が正しく、学術に優れている方
 - (2) 進学するまで南相馬市に引き続き1年以上住所を有していた方
 - (3) 市が定める所得要件を満たす方
 - (4) 南相馬市の看護師等修学資金、保育士等修学資金又は介護福祉士等修学資金の貸付けを受けていない方
- ※(1) 成績要件及び(3) 所得要件については別紙1、別紙2を参照してください

2 貸付額及び採用予定人数

貸付種別	貸付額	採用予定人数
大学（短大を含む）	月額 64,000円以内	予算の範囲内で決定します
高専・専修（2年以上）	月額 40,000円以内	
高等学校	月額 18,000円以内	
入学資金（高等学校を除く） （令和7年度入学者のみ）	400,000円以内	

3 貸付期間

育英資金の貸付期間は、修学生の在学する大学等の正規の修業期間です。

4 貸付金の返還（無利子）

- (1) 修学生は、卒業の年の10月から、貸付期間の3倍の期間で返還することになります。
※ただし、最長18年間での返還となります。
- (2) 大学等を卒業後、本市に定住し就労するなど、一定の要件を満たしている場合、育英資金の返還を一部免除します。※詳しくは3～4ページを参照してください。

5 申請に必要な書類

申請には以下の(1)～(9)の書類が必要となります。

- (1) 育英資金貸付願書
- (2) 学校の長が発行する修学生推薦調書（現在、在学している学校に依頼してください。）
※修学生推薦調書の学習の記録欄については学校所定の成績証明書の添付でも可。
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 世帯全員の所得証明書※学生以外の無職、年金受給者の方も提出。
- (5) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (6) 連帯保証人の所得証明書
- (7) 在学証明書（令和7年度入学予定の方は、令和7年4月に提出していただきます。）

- (8) 口座振替依頼書※振込口座の通帳の写しを添付してください
- (9) 入学前に入学資金の貸付けを希望する場合、進学先からの合格通知書
 ※申請時点で合格していない場合、合格が決まり次第提出していただきます。入学資金は合格通知書の提出後、約1か月程度で振込予定です。

6 申請書類の受付期間

令和6年9月2日(月)から令和6年9月30日(月)まで(土・日・祝日を除く。)
 ※午前8時30分から午後5時15分まで

7 修学生の選考結果

提出された書類により選考を行い、11月上旬(予定)に選考結果を文書で通知します。
 修学生に決定した場合は、誓約書等の必要書類を提出していただきます。

8 注意事項

(1) 連帯保証人について

- ①育英資金の貸付にあたり、連帯保証人が2名必要となります。
 ※申請者が未成年の場合、連帯保証人2名のうち1名は法定代理人(親権者等)となります。
 ※連帯保証人2名のうち1名は、申請者と別世帯・別生計の方となります。
- ②連帯保証人は、申請者と連帯して返還の責任を負います。申請者の返済能力の有無にかかわらず、返還状況によっては、連帯保証人へ請求を行う場合があります。
 (注意) 連帯保証人になっていただく方には、必ず承諾を受けて下さい。

(2) 貸付金返還について **重要(よくお読みください)**

育英資金の貸付が終了すると、修学生本人に返還義務が生じます。返還金は後輩の修学生への修学資金として直ちに活用される重要なものです。育英資金の申請にあたっては、申請者及び連帯保証人においては、卒業後の返還義務を十分に御理解いただくと共に、返還時の負担などを十分に考慮の上、学資として必要となる適正な額を申請されますようお願いいたします。

<貸付け区分ごとの月々の返還想定額>

- ・4年制大学 月額64,000円を4年間、入学資金400,000円を借用した場合

借入総額	返還年数	月々の返済額
3,472,000円	12年(144月)	24,200円

※端数は最終返還月で調整

- ・専門学校(2年制) 月額40,000円を2年間、入学資金400,000円を借用した場合

借入総額	返還年数	月々の返済額
1,360,000円	6年(72月)	18,900円

※端数は最終返還月で調整

- ・高等学校(3年制) 月額18,000円3年間借用した場合

借入総額	返還年数	月々の返済額
648,000円	9年(108月)	6,000円

9 申請・問合せ先

〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地
 南相馬市教育委員会事務局 教育総務課
 電話: 0244-24-5282

南相馬市育英資金の返還一部免除制度について

本市では、若者の定住促進及び経済的負担の軽減を図るため、大学・短大又は高等専門学校、専修学校及び高等学校（以下、大学等）へ進学する際に南相馬市育英資金の貸与を受けた方で、大学等を卒業後、本市に定住し就労するなど、一定の要件を満たしている場合に、育英資金の返還の一部を免除する制度を平成 31 年 4 月から実施しています。

○対象となる方（以下の全ての項目に該当する方）

- ・平成 31 年 4 月 1 日以降に育英資金の返還を開始する方
- ・大学等を卒業した日の属する月の翌月の初日から育英資金の返還が完了する日までの間に育英資金の貸付けを受けた期間と同期間継続して南相馬市内に住所を有している方
- ・南相馬市内に住所を有している間、就業している方
- ・育英資金の返還を滞納していない方
- ・市税の滞納がない方
- ・南相馬市修学資金の給付を受けていない方

○免 除 額

- ・看護師・保育士・介護福祉士等の職以外の方
返還未済額の 2 分の 1 の額
- ・看護師・保育士・介護福祉士等の職の方※職種の詳細は担当にお問い合わせください。
返還未済額の全額

(例) 4 年制大学卒業（看護師・保育士・介護福祉士等の職以外）の場合

①貸付総額 3,472,000 円(貸付 64,000 円/月×4 年間+入学資金 400,000 円)

②返還免除になるまでの返還額 1,161,600 円(返還 24,200 円/月×4 年間)

③返還免除額 ((①-②) × 1/2) 1,155,200 円

④返還免除後の返還額 (①-②-③) 1,155,200 円

裏面に返還免除
シミュレーション記載

○申請書類

- ・育英資金返還免除願(様式第 10 号) 1 部
- ・住民票の写し(個人票) 1 部
- ・完納証明書 1 部
- ・就労証明書(様式第 11 号) 1 部

※上記書類で確認できない場合等は、その他事実を証する書類

○免除の決定

本制度は、本人からの申請に基づき、提出書類等により免除要件の可否が判断されるものであり、全ての方が該当するものではありません。

○担当

南相馬市 教育委員会事務局 教育総務課 電話番号：0244-24-5282

育英資金返還一部免除制度シミュレーション

①大学在学4年間貸与を受け、卒業後4年間南相馬市に住所を有し、就業した場合

貸与総額: 3,472,000円 (月額64,000円、入学資金400,000円)		卒業後年数											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
返還期間: 12年	通常返還の場合	通常の返還 24,200円/月×12年※最終月のみ11,400円 (3,472,000円)											
	免除要件該当の場合	返還免除までの返還 24,200円/月×4年 (1,161,600円)				返還免除後の返還 (1,155,200円)				返還免除 (1,155,200円)			

返還免除の要件に該当
4年分(1,155,200円)の返還が免除

②専門学校在学2年間貸与を受け、卒業後2年間南相馬市に住所を有し、就業した場合

貸与総額: 1,360,000円 (月額40,000円、入学資金400,000円)	返還期間: 6年	卒業後年数					
		1	2	3	4	5	6
	通常返還の場合	通常の返還 18,900円/月×6年※最終月のみ18,100円 (1,360,000円)					
	免除要件該当の場合	返還免除までの返還 18,900円/月×2年 (453,600円)		返還免除後の返還 (453,200円)		返還免除 (453,200円)	

返還免除の要件に該当
2年分(453,200円)の返還が免除

③高校在学3年間貸与を受け、卒業後3年間南相馬市に住所を有し、就業した場合

貸与総額: 648,000円	返還期間: 9年	卒業後年数								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
	通常返還の場合	通常の返還 6,000円/月×9年 (648,000円)								
	免除要件該当の場合	返還免除までの返還 6,000円/月×3年 (216,000円)			返還免除後の返還 (216,000円)			返還免除 (216,000円)		

返還免除の要件に該当
3年分(216,000円)の返還が免除

※返還期間は、原則として貸与を受けた期間の3倍の期間となります。

※返還金額により端数が出る場合がありますが、最終の返還月で調整します。